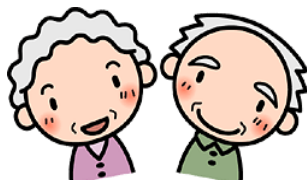


サービス内容～要介護の場合～

要支援と要介護だと
使えるサービスの
内容が違うんだね。



要介護の人はどんな
サービスが使えるんだろ

<要介護1～5の認定を受けた方>

①訪問介護

自宅を訪問して、**身体介護や生活の援助を行うサービス**です。食事や排泄の介助、衣服の着脱や身体清拭などの身体介護、掃除や洗濯などの生活援助を行います。ただし、庭の草むしり・ペットの世話・家族の分の食事準備などは「本人の日常生活の援助」の範囲を超えるため、介護保険の給付対象とはならず、利用する場合は全額自己負担となります。

身体介護

- ・起床介助
- ・整容介助
- ・体位変換
- ・就寝介助
- ・清拭、洗髪
- ・服薬介助
- ・排泄介助
- ・入浴介助
- ・その他必要な身体介護
- ・衣服の着脱
- ・食事介助

生活援助

- ・調理
- ・洗濯
- ・掃除
- ・生活必需品の買い物
- ・薬の受け取り

通院等乗降介助

- ・病院、診療所への通院

②訪問入浴介護

看護職員や介護職員が家庭を訪問し、居室内に浴槽を運び入浴サービスを提供します。

③訪問看護

主治医の指示に基づき、看護職員が自宅療養している人を定期的に訪問し、**健康チェックや療養の世話・助言**などを行うサービスです。

④訪問リハビリテーション

主治医の指示により、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問して**機能訓練**などを行うサービスです。

⑤居宅療養管理指導

在宅で療養している人のもとへ、**医師・歯科医師・薬剤師**などが訪問し、療養するうえでの指導や助言をするサービスです。

⑥通所介護（デイサービス）

施設に通所し、食事・入浴・健康チェック・リハビリなどを受けるサービスです。

⑦通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設・病院・診療所に通所し、機能訓練を受けるサービスです。心身の機能の維持・回復のために**主治医が必要と認める場合**に受けられます。

⑧短期入所生活介護（福祉施設でのショートステイ）

福祉施設に短期間滞在し、食事・入浴などの日常生活の介護やレクリエーションなどを受けられるサービスです。家庭における介護が一時的に困難になったときに利用することもできます。

⑨短期入所療養介護（老健・医療施設でのショートステイ）

介護老人保健施設・医療施設に短期間滞在し、**医師・看護師からの医学的管理のもと**、リハビリや生活支援のサービスが受けられます。

⑩特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた**介護付有料老人ホームなどに入居**し、食事・入浴・排泄などに関わる介護やリハビリが受けられます。

⑪福祉用具貸与

日常動作を助ける用具などを借りられます。

貸与される福祉用具

- | | | | |
|----------|---------|---------|----------|
| ・車いす | ・車いす付属品 | ・特殊寝台 | ・特殊寝台付属品 |
| ・床ずれ防止用具 | ・体位変換器 | ・手すり | ・スロープ |
| ・歩行器 | ・歩行補助杖 | ・徘徊感知機器 | ・移動用リフト |

※**要介護1**の方は原則、**手すり・スロープ・歩行器・歩行補助杖**の4種類の福祉用具を借りられます。その他の福祉用具は相談に応じて貸与可能です。

⑫特定福祉用具購入

直接肌に触れて使用する「特定福祉用具」は個人で購入することとなります。**購入後の申請により、購入費の9割が払い戻されます。**

購入可能な特定福祉用具

- | | | | | |
|--------|-------|---------|-------|-------------|
| ・腰掛け便座 | ・特殊尿器 | ・入浴補助用具 | ・簡易浴槽 | ・移動用リフトのつり具 |
|--------|-------|---------|-------|-------------|

⑬住宅改修費

在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付けなどの住宅改修を行った場合、**一定の限度額内において、かかった費用の9割が払い戻されます。**



介護保険のサービスを利用するためには、原則としてケアマネージャーを通す必要があります。
まずはケアマネージャーへ相談をしてみましょう。